

農林水産省
国土交通省
環境省
○国令第

号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の十五第二項において準用する景観法（平成十六年法律第百十号）第十一条第三項及び第九十八条第四項の規定に基づき、景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 籾 和生

国土交通大臣 井林 辰憲

環境大臣 笹川 博義

景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令

景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成十六年農林水産省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになおめ、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(景観重要公共施設の管理者との協議の申出) 第二条 景観法(以下「法」という。)第九条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の協議の申出は、協議書及び当該協議に係る法第八条第二項第四号ハ又は二に掲げる事項の案を提出して行うものとする。 (一体型事業実施主体等による提案) 第五条 (略) 2 前項の規定は、都市再生特別措置法第六十二条の十五第二項において準用する法第十一条第三項の規定により計画提案を行おうとする者について準用する。 (景観行政事務の処理の開始の公示) 第七条 法第九十八条第四項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 一・二 (略)	(景観重要公共施設の管理者との協議の申出) 第二条 景観法(以下「法」という。)第九条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の協議の申出は、協議書及び当該協議に係る法第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項の案を提出して行うものとする。 (一体型事業実施主体等による提案) 第五条 (略) (新設) 第七条 法第九十八条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 一・二 (略)

附 則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月）
から施行する。